

## わが国の税務会計教育をめぐる現状と課題（上）

坂本 雅士，上松 公雄，岩井恒太郎，渡邊 宏美，  
神尾 篤史，平松 智史，東条 美和

はじめに

### 1. 税務会計研究及び教育の生成と発展

- (1) 黎明期（賦課課税制度の時代 1899～1947年改正前）
- (2) 形成期（申告納税制度導入後 1947～1965年改正前）
- (3) 発展期（法人税法全文改正後 1965～1998年改正前）
- (4) 変革期（課税ベース拡大期 1998年改正後～）
- (5) 税務会計研究及び税務会計教育に係る人的系譜
- (6) 『會計』誌上の論説にみる時代区分 (以上、第70巻第1号)

### 2. 高等教育機関における税務会計教育の現状

### 3. 中等教育機関における税務会計教育

おわりに

はじめに

会計教育に関する研究の歴史は古く、伝統ある会計専門誌『會計』（森山書店）には、その創刊（1917年）直後より簿記や会計学の教授法や教授内容に係る論考が散見される。学界においても、日本会計研究学会では第3回大会（1940年）の円卓討論会の論題（「簿記会計学の教授法に就て」座長：吉田良三）になっており、当初より会計教育に関心が寄せられていた。その後、第19回大会（1960年）の円卓討論会（論題「会計教育」座長：青木倫太郎）で再び取り上げられ、さらに第23回大会（1964年）では、同年の総会決議によってその設置が認められた特別委員会の第一弾として会計教育特別研究委員会<sup>1)</sup>が置かれるなど、学会をあげての研究課題になっている。

研究成果を俯瞰すると、早くから会計学の教育内容や教育方法をどうするかが重要課題と認識されていたこと、そして、一口に会計教育といってもその内容は広範・多岐にわたることに

---

1) 第24回大会（1965年）から27回大会（1968年）まで、四回にわたり研究報告が行われた。委員長は、片野一郎（24回大会）、青木倫太郎（25回大会）、井上達雄（26・27回大会）である。

気づかされる。高等教育機関だけではなく、中等教育機関や企業・官公庁においても会計教育は行われており、それぞれが独自の教育目標を有している。誰を対象にするか、どこに目標を置くかにより教育内容や教育方法は当然に異なり、しかも、それらは会計を取り巻く社会的環境変化に影響される。また、教育対象たる学生（生徒）や企業人は時代と共に変容し、教育目標の達成度（成果）は教える側の力量にも左右されるといった具合である。必然的に、そこから生ずる問題は多様化し、取り組むべき課題も多岐にわたる。このような状況は、そこで扱う問題や課題こそ異なるもののどの時代にもみられ、教育そのものが普遍的なテーマであることを想起させる。同時に、会計教育に関する研究成果を体系的に整理し、教育の現場へ反映させることの難しさを示唆している。

その後会計教育研究は続き、日本会計研究学会ではシンポジウム<sup>2)</sup> やスタディグループ<sup>3)</sup> においてテーマアップされ、また、日本簿記学会では2年ごとに簿記教育研究部会が繰り返し設置され、研究成果を毎年公表している。さらに、2009年には、高等教育、社会教育・生涯教育・継続教育における会計教育の内容と質の向上を目指し、会計教育を専門的に研究・開発・議論し、発信する「場」として日本会計教育学会が設立されるなど、会計教育研究は本格化の様相を呈している。この背景には、市場化やグローバル化、ICT化の進展、公共部門に広がる会計教育需要、専門職大学院等にもみる教育機会の増大といった、会計を取り巻く急激な環境変化の中で、これまでも増して会計教育のあり方が問われ、その見直しが求められていることがある。

こうした趨勢の中、こと税務会計<sup>4)</sup> に関しては教育領域の論考<sup>5)</sup> が極端に少ないことから窺えるように、いまだ教育課題のたな卸しは十分にはできていない。1990年代後半以降、税務会計の内容は、企業会計との関係をはじめ大きく様変わりし、また、毎年の税制改正によって法人税法の範囲は膨張といってもよいほどに広がっている。このことは直接的に教育の現場に影響を及ぼしている。もとより税務会計を義務づけられる企業は他の会計分野（金融商品取引法、会社法）に比べ圧倒的に多く、社会的需要は高い。税務会計教育<sup>6)</sup> を体系的に整理・検討

---

2) 第51回大会（1992年）「会計教育に関する公開シンポジウム」（日本会計研究学会と札幌学院大学会計学研究所共催）。本シンポジウムを契機に、その後、スタディグループにおいて会計教育研究がテーマアップされるようになった。

3) 第54～55回大会（1995～1996年）「21世紀へ向けての会計教育についての研究」（主査：藤田幸男）、第59～60回大会（2000～2001年）「21世紀の大学像と会計教育の研究」（主査：藤永弘）、第70～71回大会（2011～2012年）「IFRSの会計教育に関する研究」（主査：柴健次）。

4) 研究領域としての税務会計は必ずしも課税所得の計算に限定されないが、企業会計の一部としての税務会計の本質は所得計算に求められることから、本稿では税務会計を「法人税法上の課税所得を算定するための会計」（武田1985、1頁）と捉え、法人所得税務会計を中心に検討する。

5) 例えば、松本（1978）、鈴木（1996）、濱沖（2011）、金光（2015）等。

6) 本稿では、高等教育機関（大学、大学院）と中等教育機関（商業高等学校）における税務会計教育を取り上げた。主たる検討の対象は高等教育機関であるが、中等教育機関、とりわけ商業高等学校に

することにより、教育問題を明確化し、解決することへの期待は大きいといえる。本稿では、税務会計教育の内容と手法を跡づけ、税務会計に係る教育問題及び会計教育における税務会計の位置づけを明らかにする。

本稿のアプローチであるが、まず、税務会計に係る研究と教育について通時的分析を行った。税務会計の語源や定義は必ずしも明らかではなく<sup>7)</sup>、その内容は時代と共に大きく変容し、研究や教育のあり方に影響を及ぼしている。ここでは四つの時代区分による史的考察を試みたが、特筆すべき点として、研究者の人的な系譜に着目したことで、そして、『會計』誌上に掲載された論説数の推移を手掛かりに発展過程を裏づけたことがあげられる。また、商業高等学校については、「税務会計」が独立科目として設置されていた時期における高校商業科学習指導要領の改訂（昭和45年要領～平成11年要領）ごとに使用テキストの内容を整理・検討し、会計リテラシーを修得する過程における検定試験<sup>8)</sup>の果たす役割にも注目した。

次いで、税務会計教育の現状を把握した。これまで、高等教育機関における「税務会計」科目の設置数、会計科目において占める割合といった情報は明らかにされていない。本稿では、2015年度及び2016年度を対象に、国公立別、四年制大学・短期大学別、学部・大学院別、都道府県・地域別でクロス分析を行い、さらに、設置学部、配当年次、専任・兼任別割合、使用テキスト、シラバスについて調査した。商業高等学校では、現在、「税務会計」科目は設置されていないため、その内容の一部を含む「ビジネス基礎」及び「ビジネス実務」を対象とし、テキストの内容を中心に検討した。

## 1. 税務会計研究及び教育の生成と発展

関連動向を踏まえて、税務会計研究及び税務会計教育の生成と発展の過程を整理すると、黎明期（賦課課税制度の時代）、形成期（申告納税制度導入後）、発展期（法人税法全文改正後）、変革期（課税ベースの拡大期）に分けることができるものと考えられる。以下においては、各期における税務会計研究及び税務会計教育の状況について明らかにすることとする。

---

においては21世紀初頭まで約四半世紀にわたり、「税務会計」が独立科目として設置されており、現在でも「ビジネス基礎」及び「ビジネス実務」でその内容の一部が扱われているため研究の射程に含めている。

7) 初期の税務会計に関する文献として『税務會計』（片岡 1931）が知られているが、文献を渉獵するうち「租税計算」（松隈 1938）というタイトルが目にとまった。内容はいわゆる税務会計である。また、税務会計という用語は1927（昭和2）年に文献目録上で初めて登場したとの指摘もある（大村 1977, 8 10頁）。

8) 主たる検討の対象は、税務会計能力検定試験（昭和43年9月29日第1回施行、平成24年度から「所得税法能力検定試験」「法人税法能力検定試験」「消費税法能力検定試験」に区分して実施）である。

## (1) 黎明期（賦課課税制度の時代（1899（明治32）～1947（昭和22）年改正前））

## 関連動向

この時期における関連動向としては、図表1-1のとおりである。

## 税務会計研究及び税務会計教育の状況

法人の所得金額に対する課税は、第一種所得税として1899（明治32）年に始まり、その後、1940（昭和15）年に法人税として独立したが、1947（昭和22）年度に改正されるまで、継続して賦課課税制度が採用されていた。すなわち、納税義務ある者は、課税当局に対して、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他所定の書類を添付して所得金額について申告するものの、この課税標準たる所得金額及び納付税額は課税当局が決定するものとされていた。

## 「所得税法（1919（大正8）年当時）」

第24條 第一種ノ所得ニ付納税義務アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財産目録、貸借対照表、損益計算書（中略）並ニ第4條乃至第11條ノ規定ニ依リ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添付シ其ノ所得ヲ政府ニ申告スヘシ（以下省略）

第26條 第一種ノ所得金額ハ第24條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定（中略）ス」

第一種所得税の課税標準たる所得金額を最終的に決定する主体が課税当局であるとの制度的前提からは、この時期の特徴として、課税当局及びその課税・徴収の事務に携わる官吏又はその経験者が税務会計研究の主たる担い手であり、なおかつ、その教育に関して体系的に行い得る主体であったものと認識される。例えば、片岡（1935、自序（附言））では、1935（昭和10）年当時の税務会計研究の状況について、次のように述べている。

図表1-1

年 度	関連動向
1887（明治20）年	所得税創設
1899（明治32）年	所得税法の改正 法人の所得金額に対する課税の創設（第一種所得税）
1917（大正6）年	日本會計學會創設。機関誌『會計』創刊
1920（大正9）年	東京商科大学設立（前身、東京高等商業学校（1887（明治20）年設立））
1927（昭和2）年	計理士法制定
1929（昭和4）年	神戸商業大学設立（前身、神戸高等商業学校（1902（明治35）年設立））
1940（昭和15）年	法人税の独立
1942（昭和17）年	税務代理士法制定

「税務執行官廳の職能の現れとして利益計量に関する多くの實驗則より織り成せる税慣習が成立し、之が對社會的にも意義を持つに至つてゐる。而して税慣習に付ては材料的にも方法的にも税務官吏の研究が専門的であり且事實にタッチして居り、税務官廳の内規にも即して居るのであって、其の故にこそ税務官吏の體驗が税務の解釋に意義を持つとも云ひ得るのである。」

さらに、「税務會計は税務當局の實務から成る税慣習の集積を骨子として其の原理を究むべきであるから、税務の體驗を持合さずして之を説くことは許されない筈である。」として、その専門性が強調されている。

また、税務会計研究に関する教材については、大正末期から昭和初期の状況として、所得税に関する著書は、初学者向けの良書は少なくないものの、専門家や学術的に所得税の理論を研究する者を対象としたものは少なかったとされる (田中 1930, 1 頁)。

以上のところから、税務会計教育の内容は、實務を前提とした解説が中心であったことが推察される。

もっとも、初期の段階においては、大学等の教育機関に属する研究者及び納税者たる法人の實務担当者において、所得金額の計算体系などが議論されることは少なかったものと認められるが、その計算要素については、活発な議論の展開があったことが推察される。例えば、日本會計學會の機関誌『會計』は、1917 (大正 6) 年 4 月に創刊されたが、創刊第 2 号において、上田貞次郎教授が「會社の課税に關し疑問となりたる二つの點」として、減価償却及びプレミア課税の問題を取り上げている他、東夷五郎教授により所得税の損金性の問題が取り上げられている (東 1917, 1 10 頁)。

また、太田哲三名誉教授は、所得金額の計算と企業會計との關係について「國家が營業税、所得税を賦課するに當つても正確な會計の存在が要求される」(太田 1935a, 22 頁) ことをこの賦課課税制度の當時において指摘し、さらに、次のとおりの各見解を示している。

「經濟的立場から見て、會計學者の損益計算はその目的によって異なるものであり、例へば配當すべき利益を計算することと、課税標準を決定する爲めのものとは同一であるを要しないといふ。然しながら若し理論的な損益が何んであるかを發見し得れば、それは絶対無二でなければならない筈である。ここに會計學が理論を要求し學徒の研究を待つ理由がある。」(太田 1935b, 27 頁)

「詳細な事務につき、税務當局には内規が存在し、指令も發せられてゐるに違ひない。さもなくば全國數萬の税務官吏をして統一した課税を行ひ得ないからである。然らばこれを公開しては如何。知らしめずして單に内規を強制するは封建時代の思想である。これを公開して、正しきに就くことは兎角生じ易き暗影を除去するに充分な効果がある。(中略) 萬一内

規が不備であり、研究を要する底のものであれば、官民合同の調査会を開催して討議するも一策である。」(太田 1935b, 34頁)

すなわち、第一種所得税の課税標準の決定に際しての会計学研究の必要性が強調され、また、その研究のあり方についての問題意識が示されているものと理解される。注目すべき点であると考ええる。

なお、当時における研究者の論文として、武田孟教授による「税務会計の意義とその特殊性」(1941)があり、増谷(1986, 4頁)は、この「武田孟教授の論文に、近代的な税務会計の理論的萌芽を認めうる」としている。

## (2) 形成期(申告納税制度導入後(1947(昭和22)～1965(昭和40)年改正前))

### 関連動向

この時期における関連動向としては、図表1 2のとおりである。

### 税務会計研究及び税務会計教育の状況

1947(昭和22)年に、法人税について申告納税制度が導入されたが、なおしばらく「税務会計の研究は吾が税法の益金計算に関する規定が緩慢であった故もあって、吾が國では従来比較的軽視された風がある」(向井 1949, 9頁)と表現される状況にあった。

その後、税務会計研究は、徐々に活発となるが、その原因としては、「企業会計原則(昭和24年7月9日 経済安定本部企業会計制度対策調査会)」及び「法人税基本通達(昭和25年9月25日 国税庁)」が公表されたことが指摘されている。すなわち、企業会計原則が公表されたことで、税務の執行面においても、その存在を無視できない状況となり、また一方で、法人税基本通達が公表されたことによって、税法と企業会計の双方において、所得金額計算のあり

図表 1 2

年 度	関連動向
1947(昭和22)年	法人税の申告納税制度導入
1948(昭和23)年	公認会計士法制定
1949(昭和24)年	「企業会計原則」公表
1950(昭和25)年	シャウブ税制 法人税基本通達発遣
1951(昭和26)年	税理士法制定(7月施行)
1952(昭和27)年6月	「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」(経済安定本部企業会計基準審議会)公表 上野道輔, 太田哲三, 中西寅雄, 黒沢清, 石井照久, 岩田巖, 大住達雄, 金子佐一郎

方という主題が、それぞれにおける検討の対象として明確にされたものと理解される。いわば「全面的な理論闘争の素材が提供」（湊 1951, 21頁）されるところとなったのである。

なお、実際に、税務会計研究が活発化した証左の一つとしては、一般専門誌に掲載された税務会計（総論）に分類し得る論文の数を挙げることができる。すなわち、戦後から企業会計原則が公表される直前の1949（昭和24）年6月までは僅かに2本であったが、企業会計原則公表後、1952（昭和27）年5月までの間に26本に上っている（中央経済社編 1969, 86-88頁, 336-338頁）。

当時の研究の担い手（論文の著書）は、忠佐市氏や明里長太郎氏、富岡幸雄氏（後、中央大学名誉教授）など課税当局に属する者が多数を占めるが、太田哲三名誉教授、青木倫太郎教授、黒澤清教授などの大学の研究者による論文も発表されている（肩書きは執筆当時）。

また、1947（昭和22）年以後1964（昭和39）年までの間に出版され、国立国会図書館に所蔵された税務会計関連の著書は82冊を数えるが、このうち税務会計（総論）に関するものは32冊、39.0%を占めている<sup>9)</sup>。

次に、税務会計教育の状況として、この時期に、各大学において、次のとおり、「税務会計論」あるいは「税務会計学」の講座が開設されている（肩書きは当時のもの<sup>10)</sup>）。

新井益太郎助教授（1956（昭和31）年、明治学院大学経済学部）

青木倫太郎教授（開講時期不明、関西学院大学商学部）

富岡幸雄講師（1958（昭和33）年、中央大学商学部）

増谷裕久助教授（1955（昭和30）年、関西学院大学商学部）

渡邊進教授（開講時期不明、神戸大学経済経営研究所、経営学部）

### （3）発展期（法人税法全文改正後（1965（昭和40）年～1998（平成10）年改正前））

#### 関連動向

この時期における関連動向としては、図表1-3のとおりである。

#### 税務会計研究及び税務会計教育の状況

1965（昭和40）年に法人税法が全文改正され、続く1967（昭和42）年に法人税法第22条第4項、いわゆる公正処理基準に係る規定が創設されたが、これに大きな影響を及ぼしたものと考

9) 国立国会図書館の蔵書（図書）について「タイトル」を「税務会計」として第一次検索を行った。次いで、「キーワード」を「所得」及び「利益」として第二次検索を行い、「税務会計」のタイトルが附されていない図書についても抽出した。冊数はいずれも延べ数。発展期及び変革期についての検索も同様。

10) 講座開設時期について文献資料から明らかにできなかったものの、青木倫太郎教授については、日本会計研究学会第18回大会（昭和34年5月22日）の円卓会議での発言（『会計』76巻4号, 111頁）から、また、渡邊進教授については、「渡辺先生：人と学問」（武田・能勢 1967, 85頁）の記述からそれぞれ講座開講が明らかである。

図表 1 3

年 度	関連動向
1965 (昭和40) 年4月	法人税法改正 (全文改正)
1965 (昭和40) 年7月	「企業利益と課税所得との差異及びその調整について (第一次)」(日本会計研究学会税務会計特別委員会) 公表 番場嘉一郎, 新井清光, 新井益太郎, 武田隆二, 富岡幸雄, 中村忠
1966 (昭和41) 年5月	「企業利益と課税所得との差異及びその調整について (最終)」(日本会計研究学会税務会計特別委員会) 公表 番場嘉一郎, 新井清光, 新井益太郎, 武田昌輔, 富岡幸雄
1966 (昭和41) 年10月	「税法と企業会計との調整に関する意見書」(大蔵省企業会計審議会特別部会税務会計小委員会) 公表 番場嘉一郎, 新井清光, 新井益太郎, 武田昌輔, 大蔵省主税局及び証券局
1967 (昭和42) 年3月	「『企業利益概念と課税所得概念との関連』に関する意見書」(企業利益研究委員会財務会計部会) 公表 久保田音二郎, 江村稔, 太田哲三, 片野一郎, 木村重義, 木村和三郎, 木内佳市, 黒沢清, 阪本安一, 高田正淳, 谷端長, 武田隆二, 富岡幸雄, 番場嘉一郎, 山下勝治, 山根忠恕, 渡辺進
1967 (昭和42) 年4月	法人税法第22条第4項 (公正処理基準) 創設
1967 (昭和42) 年5月	「税務会計の基本問題に関する研究」(日本会計研究学会税務会計特別委員会) 公表 渡辺進, 伊藤晋三郎, 高尾忠男, 武田隆二, 増谷裕久, 山下勝治
1988 (昭和63) 年12月	抜本的税制改革 (税制改革関連 6 法成立)
1989 (平成元) 年3月	税務会計研究学会設立
1996 (平成8) 年11月	「法人課税小委員会報告」(税制調査会) 公表

えられるのが、大蔵省企業会計審議会特別部会税務会計小委員会による「税法と企業会計との調整に関する意見書 (昭和41年10月)」であり (以下、「調整意見書」という。), それに先行した日本会計研究学会税務会計特別委員会の「企業利益と課税所得との差異及びその調整について (第一次) (昭和40年7月), (最終) (昭和41年5月)」 (以下、「学会意見書」という。) である。さらに、その後も、上記関連動向に示したとおり、法人税の所得金額の計算と企業会計との関係を中心とした税務会計の総論に関する研究が広く行われ、各種の意見書が取りまとめられ公表されている。

なお、企業会計と法人税法との相違を、どのように調整するかについての研究成果として、最初に公表されたのが、1952 (昭和27) 年6月の「税法と企業会計原則との調整に関する意見書 (小委員会報告) (経済安定本部企業会計基準審議会中間報告)」であるが、この意見書を取りまとめた小委員会の構成員のうち企業会計の研究者は半数に留まっていた。これに対して、この発展期における各種意見書の研究主体は、おおむね会計学の研究者によって構成されている。このことも、企業会計の領域における税務会計研究の専門性の高まりと研究の担い手の充

実状況を示しているものと考えらる。

また、この発展期において出版され、国立国会図書館に所蔵された税務会計関連の著書は321冊に上り、このうち税務会計（総論）に関するものは164冊であり51.1%を占めている。この時期に税務会計研究が活発化していることの証左といえるものと考えらる。

特に、この時期においては、税務会計教育を想定して研究成果が整理されている状況が認めらる。すなわち、税務会計教育に関するテキストとして位置づけられた、「忠佐一（1967）『税務会計法』税務経理協会。」及び「武田昌輔（1967）『税務会計通論』森山書店。」、「富岡幸雄（1969）『税務会計総論』森山書店。」、「長谷川忠一（1968）『税務会計入門』同文館出版。」が相次いで初版されている。そして、その後、それぞれ改訂が繰り返されており、その二スの高さは、そのまま税務会計教育の進展を示唆するものと理解される。

なお、「中田信正（1982）『税務会計要論』同文館出版。」及び「富岡幸雄（1993）『税務会計講義』中央経済社。」は、現在なお版を重ね、大学、大学院におけるテキストとして採用されている（詳しくは第70巻第2号参照）。

#### （4）変革期（課税ベース拡大期（1998（平成10）年改正後～）

##### 関連動向

この時期における関連動向としては、図表1-4のとおりである。

##### 税務会計研究及び税務会計教育の状況

図表1-4

年 度	関連動向
1998（平成10）年	法人税率の引下げ（37.5% → 34.5%）及び課税ベースの拡大
1999（平成11）年	株式交換・株式移転の導入 法人税率の引下げ（34.5% → 30.0%）
2000（平成12年）	有価証券の評価に係る時価法の導入
2000（平成12）年7月	「「わが国税制の現状と課題 21世紀に向けた国民の参加と選択」答申」（税制調査会）公表
2001（平成13）年	組織再編成税制の整備
2002（平成14年）	連結納税制度の創設
2006（平成18）年	役員給与の損金不算入制度の改正
2007（平成19）年	減価償却制度の抜本的見直し
2010（平成22）年	グループ法人税制の創設
2011（平成23）年	法人税率の引下げ（30.0% → 25.5%）及び課税ベースの拡大
2015（平成27）年	法人税率の引下げ（25.5% → 23.9%）及び課税ベースの拡大
2016（平成28）年	法人税率の引下げ（23.9% → 23.4% → 23.2%）及び課税ベースの拡大

「法人課税小委員会報告（平成8年11月 税制調査会）」において示された「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という方向性の下、課税ベースの拡大策として、法人税法上、各引当金の廃止や減価償却制度の見直しなどが行われた。この結果、企業会計と税務会計との乖離が進んだものと認められる。

その後、平成23年、27年、28年の改正においても、法人税率が引き下げられるとともに、欠損金の繰越控除の制限など課税ベースの拡大が行われている。

また、この時期に入って、組織再編成税制の整備、連結納税制度及びグループ法人税制の創設が行われ、かつまた、国際税務に関する諸制度の創設や改正が繰り返されている。

それゆえに、この時期における税務会計研究も、新制度や国際税務を主たる対象とし、個別的な論点の研究が多数を占める状況が認められる。例えば、1998（平成10）年以後（2016（平成28）年1月31日まで）に出版され、国立国会図書館に所蔵された税務会計関連の著書は337冊で、このうち税務会計（総論）に関するものは78冊、割合として23.1%に止まっている。

現在、税務会計論等の講義において固有のテキストが採用されていない状況も（詳しくは第70巻第2号参照）、税務会計研究の主たる対象が個別的な論点となっていることの影響があるものと推察される。

#### （5）税務会計研究及び税務会計教育に係る人的系譜

不破（1972，18頁）においては、「会計学における研究，調査は，当初から明確な問題意識をもっておこなわれなければならない，しかも，それは，実践につながる教育の基礎にならなければならない」と述べ，研究と教育とは連携関係を持つべきことが説かれている。

これによれば，研究者の系譜は，同時に，税務会計教育の系譜を示すものと理解される。

形成期及び発展期に公表された各意見書の研究主体の構成員として名を連ねる各研究者が税務会計研究の生成と発展に重要な貢献，役割を果たしたことは疑いのないところである。

このうち、「学会意見書」及び「調整意見書」は，上述したとおり，公正処理基準に係る規定の創設に大きな影響を及ぼしたものと考えられるところ，その研究主体の構成員をあげると，番場嘉一郎名誉教授，新井清光名誉教授，新井益太郎名誉教授，武田昌輔名誉教授，武田隆二名誉教授，富岡幸雄名誉教授，中村忠名誉教授の各研究者となっている<sup>11)</sup>。

その詳細は添付の〔資料1〕に譲るが，ここでは参考例として，上記の各研究者に係る系譜を確認する。

まず，番場嘉一郎名誉教授（東京商科大学，一橋大学，青山学院大学，千葉商科大学）及び新井益太郎名誉教授（茨城大学，明治学院大学，成蹊大学，中京大学）は，太田哲三（中央大学，東京商科大学）門下に属し，中村忠名誉教授（神奈川大学，一橋大学，創価大学）は番場

11) 当時の肩書きとしては，番場嘉一郎教授，新井清光教授，新井益太郎教授，武田昌輔助教授，武田隆二助教授，富岡幸雄教授，中村忠助教授。

嘉一郎門下に属する。

また、新井益太郎名誉教授が形成した門下は、野田秀三教授（桜美林大学）及び成道秀雄教授（成蹊大学）が、その系譜を継いだ。

富岡幸雄名誉教授は、課税当局の出身でもあるが、黒澤清（横浜国立大学）門下でもあり、黒澤清名誉教授は、成蹊実務学校における太田哲三門下である。したがって、番場嘉一郎名誉教授及び新井益太郎名誉教授、富岡幸雄名誉教授、中村忠名誉教授の4者は、全員が太田哲三名誉教授の系譜に繋がる<sup>12)</sup>。

なお、太田哲三門下からは、別に森田哲彌名誉教授（一橋大学）が門下を形成し、安藤英義名誉教授（一橋大学、専修大学）及び齋藤真哉教授（青山学院大学、横浜国立大学）が輩出された。また、安藤英義門下に万代勝信教授（一橋大学）及び坂本雅士教授（信州短期大学、富山大学、立教大学）が名を連ねている。

さらに、齋藤真哉門下は、尾上選哉准教授（吉備国際大学、大原大学院大学）及び古田美保教授（甲南大学）、藤井誠准教授（日本大学）が系譜をつないでいる。

新井清光名誉教授は、佐藤孝一（早稲田大学）門下であり、この系譜は、吉田良三名誉教授（早稲田大学、東京高等商業学校）から始まり、長谷川安兵衛名誉教授（早稲田大学）を経て佐藤孝一名誉教授とつながる。

武田隆二名誉教授は、山下勝治（神戸大学）門下に属し、この系譜は、東爽五郎教授（神戸高等商業学校）から始まり、平井泰太郎教授（神戸商業大学、神戸大学）を経て山下勝治名誉教授につながる。

なお、山下勝治門下からは、別に高田正淳名誉教授（神戸大学、京都学園大学）が門下を形成し、鈴木一水教授（近畿大学、神戸大学）が輩出されている。

武田昌輔名誉教授は、課税当局の出身であり、発展期においては、多数の課税当局出身者及び実務家が税務会計研究及び税務会計教育に携わることになったが、その先駆者として位置づけられる。

武田（1995）においては、税務会計の本質について、「税務会計は、企業会計を前提とする」と述べるが、参考例として取り上げた税務会計研究及び税務会計教育に係る人的系譜は、形成期以後の税務会計研究が企業会計に関する研究を基礎、土台として形成、発展してきた沿革を明確に示している。

ところで、1989（平成元）年に、「税務会計の研究および教育の振興をはかることを目的」として、税務会計研究学会が設立され、税務会計研究及び税務会計教育に係る基盤が確固として整備されたところであり、税務会計研究学会の会員及び統一論題の報告者が、税務会計研究及び税務会計教育の主要な担い手であるものと認識される。そして、これらの者の経歴及び現

---

12) 太田哲三名誉教授は、上田貞次郎教授（東京高等商業学校、東京商科大学）の門下である。

職に着目すると、(1) 高等教育機関の研究者、(2) 課税当局出身者、(3) 実業界・実務家の3つに区分することができ、その多様性が認められるところである<sup>13)</sup>。

上述したとおり、武田(1995)においては、「税務会計は、企業会計を前提とする」と説くが、その一方で、「企業会計のなかに、税法における規制が浸透」し(9頁)、「税務会計は企業会計のなかに実践されている」として、その特殊性が指摘されている(10頁)。

これらの見解は、一見、トートロジーとなるようにも思われるが、税務会計研究及び税務会計教育の主要な担い手が多様化している現状は、企業会計のなかに税務会計が実践されている状況を反映しているものと理解される。すなわち、黎明期における税務会計研究の状況にもあったように、税務会計が実学として展開される上で実務に基づく研究を欠くことはできない点が認められる。

#### (6) 『會計』誌上の論説にみる時代区分

ここでは、前節までの検討において用いられた、黎明期から変革期に至る税務会計研究の時代区分を援用し、『會計』に掲載された論説、研究、論攻等(以下、「論説」という。)の本数と、その中に占める税務会計に係る論説数の推移を数量的に分析する作業を通じて、時代別にみた税務会計研究の変遷を辿る。

具体的なデータの分析に先立って、当該データの抽出基準について確認しておきたい。というのは、『會計』に掲載される文章の中には、書評や追悼文、会計制度の公示、更には商業高校の入試問題やその解説といった具合に、およそ論文というには憚られるものも混在しているからである。とりわけ、論文の形式や体裁が固まっていなかった黎明期にはその傾向が顕著であった。こうした理由から、『會計』に記載された全論説数と税に係る論説数の集計に当たって、それらを選別するためのメルクマールを明示する必要がある。

とはいえ、『會計』の創刊は遡ることほぼ100年前であり、抽出基準の策定において、21世紀に突入して久しい現在の感覚を安易に持ち込むことは禁物であろう。例えば、現代において海外の研究者の外国語で書かれた論文を、そのまま和訳して投稿することは当然ながらご法度だが、論文を取り巻く情報環境が全く異なる当時においては、海外の知見を国内に伝播するための貴重な手段として、業績にカウントされていた可能性が高い。

このように、筆者の主観のみを頼りに論説を選り分ける行為にはいささか危険が伴う。そこで、『會計』上で創刊当初から用いられているカテゴリーを利用することにより、当時の論文に対するスタンスを反映しつつ、抽出基準の客観性の確保に努めることとしたい。

具体的には、以下の手順により論説の選別を行う。

---

13) 2015(平成27)年度、第27回大会までの統一論題(指定論題を含む)の報告者は111名であり、そのうち、高等教育機関の研究者が56名(50.5%)、課税当局者出身者が33名(29.7%)となっている(人数はいずれも延べ数)。

図表 1 5 論説の抽出基準<sup>14)</sup>

代表的カテゴリー	抽出	掲載時期	概要
論 攻		全 般	「論説及研究」の後継カテゴリーで、質・量共に最も論文に近い論説
論 説		黎明期	「論説及研究」という形で登場。『会計』草創期におけるメインの論説
報 告		黎明期	新制度の解説・手引き、英語での学会報告の草稿等
調 査		黎明期	内国歳入法における減価償却規定の詳細な調査
研 究		黎明期	特定の産業における経理の詳細な検討
税 務		黎明期～形成期	税法規定の解説から理論的検討まで。分子の多くを占める
講 義		黎明期～形成期	学生や実務家に対する教育・啓蒙を志向した連載
調査研究		形成期	減価償却に関する実態調査及びそれに基づく問題提起
講座（短期含む）		形成期～変革期	種々の会計問題に対する専門家向けの連載
スタディ・グループ報告		発展期	スタディ・グループ委員による研究内容の要約
研究ノート		発展期	現一橋大学佐々木教授による貸借対照表の理論的分析
特別講演		発展期	日本会計研究学会第50回記念大会特別講演録の邦訳
特別寄稿		発展期～変革期	国内外の碩学により投稿された論説
資 料		全 般	論文に近いクオリティの論説から、商業高校等の入試の問題解説まで
雑 録		黎明期	とにかく雑多な内容。論文に近いものは資料へ、雑多な部分は会計余録等に移行
附 録		黎明期	各巻の総目次の掲載が主だが、時折資料類似の論説あり
解 説		黎明期～発展期	制度改正、資格試験、現行制度の論点等の解説
書 評	×	全 般	新刊の内容紹介
円卓討論	×	全 般	日本会計研究学会年次大会における統一論説討論の発言記録
時 観	×	黎明期	該当時期の出来事に関する雑感等
会計法令	×	黎明期～形成期	制度や規定の公示並びにその改正時の速報、通知
討 究	×	形成期	企業会計制度対策調査会による企業会計原則に関する討論の発言記録
座談会	×	形成期	日本学術振興会第84小委員会研究部会による討論の発言記録
学会報	×	形成期	学会記や大会参加記、理事会報告や委員会の研究経過報告等
会計時言	×	形成期	資格試験、学会動向、青色申告、シャープ勧告等、時宜に応じた出来事に対する意見
会計余録	×	形成期～発展期	資格試験等の問題解説、追悼文、訪問記、大会報告、意見書等

まずは、『会計』上の様々な文章から論説のみを抽出する。図表 1 5 の抽出欄の のカテゴリーに該当する文章については、基本的に論説に含め、×のカテゴリーのそれは除外する。 のカテゴリーに関しては、比較的多様な文章が含まれているため、内容を吟味したうえで論文に近いと判断した文章を選び分ける<sup>15,16)</sup>。

14) 「代表的」という枕詞からも推測できるように、図表 1 5 に示したカテゴリーがその全てではない。例えば、臨時増刊や特集号では、「総論」や「各論」等の、特定のテーマの論説の分類に特化したカテゴリーがみられ、場合によっては「制度会計論」のように、分野名そのものがカテゴリーとして具現することもあった。

15) カテゴリーは単独で登場する場合だけでなく、「論説及研究」や「税務・資料」等、複合されて用いられるケースがある。そういった事例においては、当該カテゴリーが単独で使用されたケースを吟味して、より適切だと考えられるカテゴリーに文章を割り当てたうえで、論説の選別を行っている。

16) 細かく観察すると、『会計』のカテゴリーの表示形式には、時代ごとの変遷がみとれる。全論説数のカウントを左右する、 のカテゴリーに注目して大雑把に述べると、そのダイナミズムは以下の

続いて、抽出した論説の中から、税に係る論説をピックアップする<sup>17)</sup>。ここでは二段階の手順を踏む。最初に、「税務」のカテゴリーに含まれる論説は、論説によって程度の違いはあれど、すべからく税に関して言及していることから、税に係る論説の一部を構成すると考えられる。次に、それ以外の論説については、タイトルに以下の鍵概念が含まれている場合、税に関して何らかの形で言及しているとみなし、形式的ないし画一的に拾い上げる<sup>18, 19)</sup>。

< 税<sup>20)</sup> 益金・損金 所得<sup>21)</sup> 権利確定主義・債務確定主義 確定決算主義<sup>22)</sup> 所得源泉

ようになる。

創刊当初は「雑録」に多様なレンジの文章が一括りにされていたが、それが「資料」に改称されると、「資料」の中に複数の小カテゴリーが形成され、文章の区分が細分化された。「会計余録」はその内の一つに過ぎなかったが、論説とはみなし難い雑多な文章の受け皿となり、戦後の復刊と同時にカテゴリーに昇格し、発展期後半まで存続した。『會計』に掲載される論説が絞り込まれた変革期以降は、同じく小カテゴリーだった「新刊紹介」が「書評」に名を変え、「資料・書評」として複合カテゴリーを形成している。

17) なお、税に係る論説数をカウントする過程で、論説名、著者名、カテゴリー名等を一覧表にとりまとめた。当該表は紙幅の関係上、[資料2]として第70巻第2号に添付する予定である。

18) 例えば「税」に関していうと、「タックス」や「tax」等、指定した鍵概念の英語表現がタイトルに含まれている場合もカウントしている。

19) 本研究では、税に係る論説の区分けに当たって、カテゴリーと鍵概念を援用しすぐれて形式的に選別を行うことで、基本的には統計学でいう第二種の過誤（税にあまり関係のない論説を混入してしまうリスク）の防止を重視し、それとトレードオフの関係にある第一種の過誤（税に係る論説を誤って棄却してしまうリスク）には寛容なスタンスをとっているが、例外として、湊良之助氏の1954（昭和29）～1955（昭和30）年の一連の著作（「保険金収入」や「割賦販売収益」等の個別項目について、税務上の処理を中心に解説したもの）に関しては、「税務」のみならず「講座」や「資料」等に分別されることがあり、カテゴリーの区分に首尾一貫性がみられないことを問題視し、「税務」のカテゴリーでなく鍵概念がタイトルに含まれていない論説でも、内容を重視して税に係る論説としてカウントすることとした。

もう一つの例外として、臨時増刊や特集号において、前述のように特殊なカテゴリーが用いられる場合には、タイトルの如何に関わらず、前者については論説の全てを、後者に関しては特集の範囲内の全ての論説を、税に係る論説にカウントした。

20) ただし、税効果会計に関する論説については、「税」という鍵概念がタイトルに入っている場合であっても、それが発展期以降の税務会計が分野として確立した時期以降に登場した項目であり、一般に財務会計上の手続きとして認知されていることに鑑み、本研究では抽出を見送ることとした。

21) 「所得」に関しては、会計学上の利益概念を相対化するために、経済学上の所得概念と対比する場合など、税務会計や租税法以外の文脈で言及されることも多く、その傾向は『會計』においても例外ではなかったため、タイトルに「所得」との文言が使用されていても、税務会計とほぼ無関係な論説は捨象した。

22) 「確定決算主義」は、課税所得計算において、決算上、費用又は損失として経理されていること、つまり損金経理（法人税法2条25号）等を要件とすること、別段の定めがなければ「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」、すなわち公正処理基準に従い計算すること（法人税法22条4項）、並びに確定した決算に基づいて課税所得を計算し申告すること（法人税法74条1項）の三要件から成る

図表 1 6 『會計』上の論説数と比率の時代ごとの比較

	黎明期	形成期	発展期	変革期	通期
全論説数 (a)	2,223	1,410	2,968	1,963	8,564
税論説数 (b)	366	151	124	68	709
両者の比率 (b/a) (%) <sup>*</sup>	16.5	10.7	4.2	3.5	8.3

\* b/a に100を掛けた数値を%表示している。

説・純資産増加説 通達 (米国) 歳入法 シャウブ勧告 特別償却 交際費 寄附金 >

以上の手順を踏まえて、『會計』上の全論説数、税に係る論説数、及び両者の比率を数値としてまとめたのが図表 1 6, グラフによりそれらを視覚的に追ったものが図表 1 7 となる。

まずは図表 1 7 をご覧頂きたい。左の縦棒はある年に『會計』に掲載された論説数を、右の縦棒はそのうち税に係る論説数を、折れ線は両者の比率を表す。『會計』が創刊されたのは、黎明期の只中である1917 (大正 6) 年であり、その年の総論説数に占める、税に係る論説数の比率は5.4%<sup>23)</sup>であったが、これは当該期間における最低の値に当たり、対照的に1918 (大正 7) 年, 1919 (大正 8) 年, 1920 (大正 9) 年, 1926 (大正15) 年には、それぞれ25.0%, 33.3%, 38.7%, 26.7%と比較的高い割合を記録し、当該比率の平均値に目を転じて、図表 1 6 に示すように16.5%と相対的に高い水準の下で、税に係る論説が公表されている。

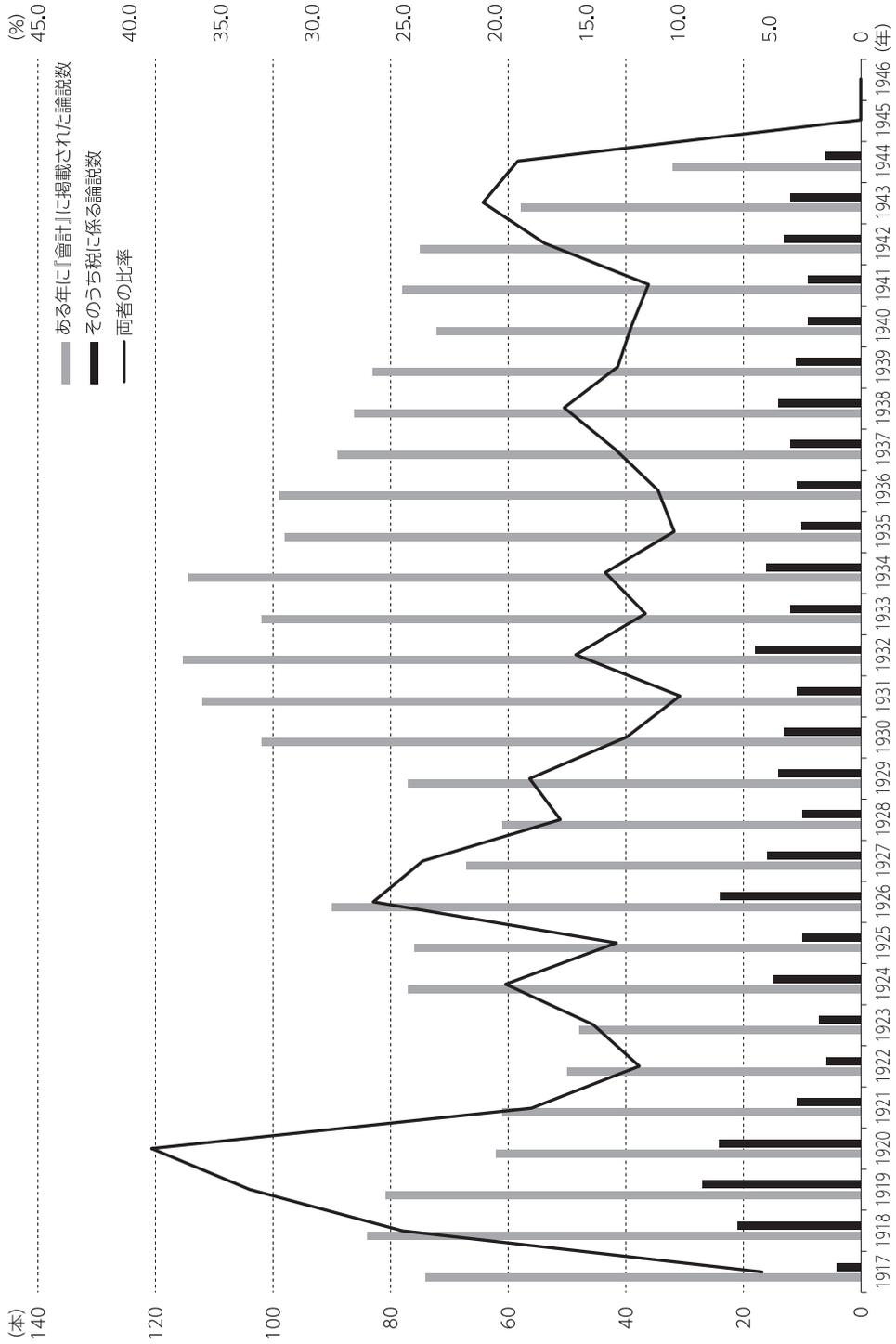
このように、大きな変動を伴うものの、黎明期の前半は総じて当該比率が高い水準にあるが、この理由として、前述の「兎角生じ易き暗影」(太田 1935b, 34頁) が関係しているように思われる。ここで暗影とは、税を賦課する税務官吏が、現在における通達に相当する内規に通曉している一方で、納税者はそれを知悉していないために、税法の予測可能性ないし法的安定性が侵害される事態を暗示するメタファーだと解され、この状況を解決するために、内規に明るい税務監督局員や主税局員等の実務家が中心となり、積極的に『會計』に寄稿していたと考えられる。

当該主張を別の視点から補完しておこう。『會計』の著者の肩書きに目を転じると、今でこそ学者がそのほとんどを占めているものの、過去を遡れば実務家も数多く投稿していた時期があり、なかでも、黎明期における税に係る論文の著者の実務家比率<sup>24)</sup>が、91.9% (124人 / 135人) もの高水準に達していたことがわかる。この現在では考えられない程の高い比率は、様々な実務家が各々の立場から、『會計』を通じて専門的知識を伝播させようとしていた証左であ

とされている (坂本 2009, 93頁)。ここでは、「確定決算主義」という文言そのものだけでなく、それを構成する三要件を指示するジャーゴンも含めて広義に解することとする。

23) 数値は小数点以下第二位を四捨五入したものであり、以下の比率についても同様の操作を施している。

24) 当該比率は実務家数を全著者数で除したものであり、人数は延べでカウントしている。



図表 1 7 総論説数、税に係る論説数、及び両者の比率の推移

ろう。

形成期に入って以降は、企業会計と税法との間で、両者の調整に関する重要な意見書が幾度も交わされるなど、活発な交流が行われたものの、発展期以降は図表1-6が示す通り、税に係る論説数の全論説数に占める割合が、5%未満の低水準に落ち着いていくこととなる。データが示す上記特性は、『会計』と税務会計研究を取り巻く二種類のプレゼンスの低下、ないし希薄化が招来したものと想定される。

一つ目のプレゼンスの希薄化は、『会計』の他の専門誌に対するそれであり、学問が進化（深化）するにつれて分野が細分化され、個々の分野に対応する専門誌が整備された結果だと考えられる。そこで以下に、税務会計を専攻する研究者が投稿する蓋然性が高い専門誌と、その雑誌が創刊された年度を年代順に列挙する。

・産業経理（1946～）<sup>25)</sup>・税経通信（1946～）・企業会計（1949～）・租税研究（1949～）・税法学（1951～）・税務弘報（1953～）・税理（1958～）・会計ジャーナル（1969～）<sup>26)</sup>・租税法研究（1973～）・税研（1985～）・日税研論集（1986～）・税務会計研究（1990～）・会計プログレス（2000～）

以上の他にも、現在は廃刊となってしまったが、1948（昭和23）年には、税務会計の名を冠した雑誌が、ほぼ同時期に別々の出版社から創刊されていた（増谷1986、5頁）。こうした種々の専門誌の相次ぐ発刊により、投稿先が限定されていた創刊当初に比して、『会計』の相対的なプレゼンスが低下し、税務会計に係る論説の寄稿が分散したと推察される。

ここまで見てきた分野の多様化の波は、他の雑誌のみならず、『会計』内における学問領域の細分化による税務会計のプライオリティーの低下、すなわち二つ目のプレゼンスの希薄化に関しても当然に影響を及ぼす。それが顕著に表れたのが図表1-8である。

図表1-8は、過去30年の財務会計研究の成果を俯瞰し、適切な棚卸しを行うため、研究方法と研究対象を座標軸に、『会計』掲載論文を分類するカテゴリーを提示したものである。まず、研究対象に関心を絞ると、財務会計が主役の表なので、税はその他のカテゴリーの一つに収まっているが、当該カテゴリーだけをみても、企業統治や内部統制など、黎明期には存在していなかったであろう分野が散見される。話を研究方法に敷衍してみても、財務会計において実証・実験研究等が勃興する一方で、法源や通達の解釈を重視する伝統的な税務会計研究のパラダイムは、それほど大きく変化していないといえる。つまり、財務会計研究の多様化・複雑

25) ただし、これは第6巻第1号の発行年度であり、『産業経理』の前身である『原価計算』の創刊号の発行は、1941（昭和16）年に遡る。

26) 1989（平成元）年には『JICPAジャーナル』へ、2007（平成19）年には『会計・監査ジャーナル』への改称を経て、今日に至っている。

図表 1 8 財務会計研究の大分類

1	理論研究	6	その他	
2	実証・実験研究		6 1	教育
3	規範的・記述的研究		6 2	監査・企業統治・内部統制
4	歴史研究		6 3	税
5	事例研究		6 4	公会計
			6 5	その他

(出所) 米山・万代 2013, 45頁の図表2 3 5より一部抜粋

化により、対象と方法の二重の意味において、少なくとも形式的には、『会計』における税務会計研究の相対的なプレゼンスの低下が生じているのではないだろうか。

まとめると、『会計』が創刊された当初の黎明期には、税法の予測可能性又は法的安定性を担保するために、実務家を中心となって内規の伝播及び知悉が図られた。その後、税法と企業会計との交渉が活況を呈すにつれて、税務会計に対するアカデミックな関心も高まっていったが、複数の専門誌の登場により、『会計』本誌にアクセプトされる、税に係る論説の比率は増加しなかったといえる。財務会計分野の多様化による、『会計』における税務会計のプレゼンスの希薄化といった要因もあろう。

次節では、本節において詳らかにしなかった、形成期以降の税務会計研究の潮流を炙り出すため、論説の著者、すなわち研究の人的側面に関連づける等、別の角度から『会計』を読み解くこととする。

付記：本論文は、税務会計研究学会第27回大会（成蹊大学）において「税務会計教育に関する基礎研究」特別委員会（委員長：坂本雅士，委員：上松公雄，岩井恒太郎，渡邊宏美，神尾篤史，平松智史，東条美和，奥山卓馬，津島由佳）が行った中間報告に加筆修正したものである。

(執筆担当：坂本（はじめに），上松（1.（1）～（5）），平松（1.（6））

#### 参考文献

- 東爽五郎（1917）「所得税は経費なりや」『会計』第2巻第3号，1 10頁。  
 新井益太郎（2005）『私の知る会計学者群像』中央経済社。  
 太田哲三（1935a）『改訂増補会計学概論』経済圖書。  
 ——（1935b）『会計学研究』経済圖書。  
 大村巍（1977）「会計思考の発展と所得計算論争」『税務大学校論叢』第11号，1 50頁。  
 片岡政一（1931）『税務会計』森山書店。  
 ——（1935）『税務会計原理』文精社。  
 神戸大学会計学研究室編（1997）『会計学辞典（第5版）』同文館出版。  
 金光明雄（2015）「税務会計教育の現状と課題」『桃山学院大学総合研究所紀要』第41巻第1号，253

263頁。

- 坂本雅士（2009）「会計基準の国際的統合化と確定決算主義」『租税研究』第718号，92 103頁。
- 鈴木一水（1996）「税務会計教育の内容をめぐる問題」『會計』第150巻第2号，14 25頁。
- 武田昌輔（1985）『新講税務会計通論』森山書店。
- 武田昌輔（1995）『新講税務会計通論（最新版）』森山書店。
- 武田隆二・能勢信子（1967）「渡辺先生：人と学問」『国民経済雑誌』第116巻第4号，84 111頁。
- 田中勝次郎（1930）『所得税法精義』巖松堂書店。
- 中央経済社編（1969）『会計学文献目録大集』中央経済社。
- 友岡賛（2007）「三田の会計学：慶應義塾大学商学部創立50周年記念」『三田商学研究』第50巻第1号，1 18頁。
- 濱沖典之（2011）「わが国の大学学士課程教育におけるあるべき「税務会計論」科目の教科内容に関する考察」『企業経営研究』第14巻，1 12頁。
- 不破貞春（1972）「会計学における混迷現象（研究と教育の問題にも関連して）」『企業会計』第24巻第12号，14 18頁。
- 増谷裕久（1986）「法人税法会計論序説」『商學論究』第34巻第2号，1 20頁。
- 増田正勝（2012）「平井泰太郎博士とドイツ経営学」『広島経済大学経済研究論集』第34巻第4号，5 19頁。
- 松隈秀雄（1938）『租税計算』河出書房。
- 松本正信（1978）「税務会計教育の基本的課題」『會計』第113巻第6号，140 145頁。
- 湊良之助（1951）「税務會計原則の在り方」『産業経理』第11巻第7号，21 25頁。
- 向井梅次（1949）『税務會計學』巖松堂書店。
- 森田哲彌・岡本清・中村忠（1996）『会計学大辞典（第4版）』中央経済社。
- 米山正樹・万代勝信（2013）「分類上の問題とその解決」徳賀芳弘・大日方隆編『財務会計研究の回顧と展望』中央経済社，44 50頁。

### [資料1] 税務会計研究及び税務会計教育に係る人的系譜

ここでは、(1) 研究者、(2) 課税当局出身者、(3) 実業界・実務家の区分の下、税務会計研究及び税務会計教育に係る人的系譜を示すものとする。

この人的系譜は、税務会計研究学会における理事経験者及び統一論題の報告者、さらに、特別委員会の委員(大学院博士後期課程在籍者も含む。)からその師弟関係を繋ぐ方法で行うものとする。なお、税務会計研究学会の会員及び会員歴のある者は□で括っている。

また、原則として各区分のうち「研究者」とは、大学院博士後期課程(博士課程。以下同様。)を経て高等教育機関における准教授及び教授の職にある者とし、大学院博士後期課程を経ずに高等教育機関の准教授(助教授。以下同様。)及び教授の職にある者(課税当局出身者を除く。)並びに大学院博士後期課程を経たものの指導教授との専門が異なる者を「独立系研究者」と区分した。

各意見書を取りまとめた研究主体の構成員となった研究者(税務会計に係る研究者に限定されない。)は斜体表記した。かつ内は、前方の年数は生年、後方が教職歴であり、准教授、教授として在籍した大学名を掲げた。また、税務会計研究の総論に関する著書がある場合には、下線を附し、これを掲げている。

門下に記載した研究者は、博士後期課程に属した門人で、なおかつ、税務会計研究学会の会員に限定した(ただし、学制改革以後)。

#### (1) 研究者

神戸高等商業学校(神戸商業大学(神戸経済大学) 神戸大学)関係

イ 水島鏡也(1864年6月)(神戸高等商業学校)

ロ 東夷五郎(1865年7月)(神戸高等商業学校)

平井泰太郎(1896年10月)(神戸商業大学)

山下勝治(1906年5月)(神戸大学)

~~~~~神戸大学：山下勝治門下へ~~~~~

阪本安一(1907年6月)(神戸商科大学, 大阪学院大学)

久保田音二郎(1908年3月)(関西学院高等商業, 山口高等商業, 神戸大学, 関西学院大学, 京都学園大学)

木内佳市(1921年)(大阪大学, 京都学園大学)

山榊忠恕(1922年5月)(松山商科大学, 神戸商科大学, 慶應義塾大学)

東京高等商業学校(東京商科大学(東京産業大学), 一橋大学)関係

- イ 佐野善作 (1873年 8月) (東京高等商業学校)  
 高瀬荘太郎 (1892年 3月) (東京商科大学)  
 片野一郎 (1903年 4月) (一橋大学, 成城大学)  
 渡邊 進 (1903年12月) (神戸大学, 名古屋学院大学, 中京大学)  
 ( 武田隆二 (1931年10月) (神戸大学, 大阪学院大学)  
 ( 神戸大学: 武田隆二門下へ)
- ロ 吉田良三 (1878年 1月) (早稲田大学, 東京高等商業学校)  
 長谷川安兵衛 (1896年 7月) (早稲田大学)  
 佐藤孝一 (1905年11月) (早稲田大学)  
早稲田大学: 佐藤孝一門下へ
- ハ 上田貞次郎 (1879年 3月) (東京高等商業学校)  
 太田哲三 (1889年 5月) (中央大学, 東京商科大学)  
太田哲三門下へ

#### 慶應義塾大学

- 三邊金蔵 (1981年 3月) (慶應義塾大学, 立教大学, 千葉商科大学)  
 小高泰雄 (1901年 3月) (慶應義塾大学)  
 (1951) 『会社税務会計論 (共著)』 泉文堂。  
 ( 守永誠治 (青山学院大学, 慶應義塾大学, 静岡産業大学)  
古庄 修 (1963年) (関東学院大学, 日本大学)) (青山学院大学  
 での門下)  
 和田木松太郎 (1918年) (慶應義塾大学)  
 (1951) 『会社税務会計論 (共著)』 泉文堂。

#### 東京帝国大学 ( 東京大学) 関係

- 上野道輔 (1888年11月) (東京帝国大学)  
江村 稔 (1923年) (東京大学)  
 中西寅男 (1896年 3月) (東京帝国大学, 大阪大学, 慶應義塾大学, 拓殖大学)

#### 太田哲三 (1889年 5月) 門下

- イ 成蹊実務学校での門下生  
 黒澤 清 (1902年 9月) (中央大学, 東北大学, 横浜国立大学)  
 (1952) 『企業会計と税務会計 (共著)』 日本税経研究会。  
横浜高等商業学校 ( 横浜国立大学) : 黒澤清門下へ

## 口 中央大学での門下生

井上達雄 (1907年11月) (中央大学)

中央大学：井上達雄門下へ

## 八 一橋大学での門下生

岩田 巖 (1905年4月) (一橋大学)

(森田哲彌 (1930年1月) (一橋大学))

( 一橋大学：森田哲彌門下へ )

不破貞春 (1906年8月) (高岡高等商業, 大阪市立商科大学, 神奈川大学, 明治大学)

-イ 明治大学：不破貞春門下へ

今井 忍 (1903年9月) (千葉工業大学, 茨城大学, 中央大学, 成蹊大学)

松葉邦敏 (1933年) (弘前大学, 成蹊大学, 国士舘大学)

番場嘉一郎 (1909年10月) (一橋大学)

一橋大学：番場嘉一郎門下へ

飯野利夫 (1919年11月) (一橋大学, 中央大学, 駿河台大学)

森田哲彌 (1930年1月) (一橋大学)

森田哲彌門下へ新井益太郎 (1921年11月) (茨城大学, 明治学院大学, 成蹊大学, 中京大学)

(1970) 『税務会計のてほどき』 経林書房。

成蹊大学：新井益太郎門下へ

## 関西学院大学

青木倫太郎 (1902年2月) (関西学院大学)

増谷裕久 (1918年6月) (関西学院大学)

## 大阪市立大学

木村和三郎 (1902年2月) (和歌山高等商業, 大阪市立大学)

横浜高等商業学校 ( 横浜国立大学 ) : 黒澤清 (1902年9月) 門下富岡幸雄 (1925年) (中央大学) (1961) 『税務会計要論 上巻』 森山書店。畑山 紀 (1941年2月) (札幌学院大学)児島康雄 (上武大学, 白鷗大学)

早稲田大学：佐藤孝一 (1905年11月) 門下

青木茂雄 (1915年) (早稲田大学)

**櫻井通晴** (1937年 3月) (専修大学)

長谷川忠一 (1917年) (駒澤大学) (1968) 『税務会計入門』 同文館出版。

( **高橋志朗** (1951年) (東北学院大学))

染谷恭次郎 (1923年 4月) (早稲田大学)

( **高橋志朗** (1951年) (東北学院大学))

**新井清光** (1928年 1月) (早稲田大学)

神戸大学：山下勝治 (1906年 5月) 門下

谷端 長 (1919年 8月) (神戸大学, 大阪商業大学)

黒田全紀 (1936年) (神戸大学)

**梶原 晃** (1963年) (神戸大学, 追手門学院大学, 久留米大学)

**一高龍司** (1969年) (大阪産業大学, 京都産業大学, 関西学院大学)

**高田正淳** (神戸大学, 京都学園大学)

**鈴木一水** (近畿大学, 神戸大学)

(2013) 『税務会計分析：税務計画と税務計算の統合』 森山書店。

**武田隆二** (1931年10月) (神戸大学, 大阪学院大学)

(1970) 『所得会計の理論：税務会計の基礎理論』 同文館出版。

神戸大学：武田隆二門下へ

**興津裕康** (1939年) (広島修道大学, 近畿大学)

明治大学

イ 不破貞春 (1906年 8月) 門下

**森川八洲男** (1937年) (明治大学)

**佐藤信彦** (日本大学, 明治大学, 熊本学園大学)

**菊谷正人** (日本経済短期大学, 国土館大学, 法政大学)

(2012) 『租税法要説：租税法の条文解釈と税務会計 (編著)』 同文館出版。

ロ **木村重義** (1908年 6月) (小樽高等商業学校, 東京大学, 明治大学)

**鳶村剛雄** (1928年) (明治大学)

**倉田幸路** (立教大学)

**吉岡正道** (東京理科大学)

**平井克彦** (明治大学)

**稲葉知恵子** (拓殖大学)

明治学院大学

渡邊 實 (1906年) (明治学院大学)

小泉 明 (岐阜経済大学, 中京大学)

中央大学: 井上達雄 (1907年11月) 門下

稲垣富士夫 (中央大学, 日本大学, 青山学院大学, 関東学院大学)

(中島照雄 (足利工業大学, 群馬大学))

菅原 計 (東洋大学) (1995) 『税務会計の理論』中央経済社。

一橋大学: 番場嘉一郎 (1909年10月) 門下

中村 忠 (1930年11月) (神奈川大学, 一橋大学, 創価大学)

(1998) 『税務会計の基礎: 企業会計と法人税』税務経理協会。

~~~~~  
一橋大学: 中村忠門下へ

枅岡源一郎 (千葉商科大学)

谷川喜美江 (千葉商科大学) (2013) 『入門税務会計』税務経理協会。

成蹊大学: 新井益太郎 (1921年11月) 門下

野田秀三 (1948年) (桜美林大学)

成道秀雄 (1951年) (成蹊大学)

(1999) 『税務会計論 (編著)』中央経済社。

柳 綾子 (成蹊大学大学院)

清村英之 (北海学園北見大学, 沖縄国際大学)

専修大学

斉藤 明 (1925年 8月) (拓殖大学, 明星大学, 専修大学, 創価大学)

柳 裕治 (1953年) (専修大学) (1989) 『税務会計の基礎 (共著)』創成社。

一橋大学: 森田哲彌 (1930年 1月) 門下

安藤英義 (1943年 7月) (一橋大学, 専修大学)

万代勝信 (1958年) (一橋大学)

坂本雅士 (1966年) (信州短期大学, 富山大学, 立教大学)

②立教大学: 坂本雅士門下へ

齋藤真哉 (青山学院大学, 横浜国立大学)

②青山学院大学: 齋藤真哉門下へ

一橋大学：中村忠 (1930年11月) 門下

山浦久司 (1948年 5月) (千葉商科大学, 千葉大学, 明治大学)

金子友裕 (岩手県立大学, 東洋大学)

神戸大学：武田隆二 (1931年10月) 門下

原田満範 (1944年 6月) (松山大学・岡山商科大学)

古賀智敏 (1947年) (神戸大学)

峠山幸繁 (広島県立大学)

河崎照行 (1950年) (甲南大学)

浦崎直浩 (1960年) (近畿大学)

本田良巳 (1953年) (大阪経済大学)

村上宏之 (1956年) (松山大学)

池田公司 (1962年) (甲南大学)

京都大学

清永敬次 (1931年) (京都大学, 近畿大学)

八ツ尾順一 (摂南大学, 近畿大学) (2003) 『基本テキスト税務会計論』同文館出版。

②①青山学院大学：齋藤真哉門下

尾上選哉 (吉備国際大学, 大原大学院大学)

古田美保 (甲南大学)

藤井 誠 (日本大学)

②②立教大学：坂本雅士門下

渡邊宏美 (近畿大学)

岩井恒太郎 (立教大学)

神尾篤史 (立教大学)

平松智史 (立教大学大学院)

奥山卓馬 (立教大学大学院)

東条美和 (立教大学大学院)

津島由佳 (立教大学大学院)

②③独立系研究者

近江亮吉 (富士短期大学)

高尾忠男 (関西大学)

山本 繁 (1933年) (日本大学, 名古屋経済大学)

中島茂幸 (北海学園北見大学, 北海商科大学)

(2007) 『ベーシック税務会計 (編著)』創成社。

浦野晴夫 (1932年5月) (盛岡短期大学, 立命館大学, 中京大学)

(1993) 『税務会計入門』文理閣。

豊稼 隆 (琉球大学)

三代川正秀 (1944年) (拓殖大学)

末永英男 (1950年) (西日本短期大学, 麻生福岡短期大学, 近畿大学, 熊本学園大学)

(1994) 『税務会計研究の基礎』九州大学出版会。

福浦幾巳 (中村学園大学, 西南学院大学)

春日克則 (1954年) (九州産業大学)

増田英敏 (1956年) (拓殖大学, 専修大学)

堀江正之 (1958年) (日本大学)

成宮哲也 (1959年) (近畿大学, 熊本学園大学)

衣川修平 (福島大学)

浮田 泉 (関西国際大学)

岩下昌美 (1962年) (九州情報大学)

平川 茂 (1967年) (近畿大学)

櫻田 讓 (北海道大学)

秋山高善 (1973年) (共栄大学)

## (2) 課税当局出身者

田中勝次郎 (1886年)

明里長太郎 (1900年) (1953) 『例解税務会計精義 (法人税篇)』白桃書房。

忠 佐市 (1906年) (日本大学) (1954) 『現代税務会計 (共著)』春秋社。

松井静朗 (1908年) (1949) 『税務会計の実務』中央経済社。

湊良之助 (1955) 『税務会計』青林書房。

武田昌輔 (1922年1月) (成蹊大学) (1967) 『税務会計通論』森山書店。

( 成道秀雄 (1951年) (成蹊大学))

渡辺 充 (1957年) (小樽女子短期大学, 東北文化学園大学, 明治学院大学)

井上久彌 (1924年) (日本大学) (1988) 『税務会計論』中央経済社。

( 富岡幸雄 (1925年3月) (中央大学))

( 畑山 紀 (1941年2月) (札幌学院大学))

( 児島康雄 (上武大学, 白鷗大学)

齋藤 稔 (1926年) (公認会計士) (1995) 『税務会計の理論と実務』 税務経理協会。

神森 智 (1927年 9月) (松山商科大学 松山大学, 東亜大学, 呉大学)

後藤喜一 (公認会計士)

小松芳明 (1927年) (亜細亜大学)

吉牟田勲 (1930年) (日本大学, 筑波大学)

中村利雄 (公認会計士)

(1982) 『法人税の課税所得計算：その基本原理と税務調整』 ぎょうせい。

平石雄一郎 (国土館大学, 拓殖大学, 金沢学院大学)

岸田貞夫 (1936年) (広島商科大学, 関東学院大学, 拓殖大学, 聖学院大学)

品川芳宜 (1941年) (筑波大学, 早稲田大学)

(1982) 『課税所得と企業利益』 税務研究会出版。

大淵博義 (中央大学)

平野嘉秋 (1954年) (関東学園大学, 日本大学)

(2013) 『要点解説税務会計基礎講座』 大蔵財務協会。

矢内一好 (産能短期大学, 日本大学, 中央大学)

(2011) 『米国税務会計史：確定決算主義再検討の視点から』 中央大学出版部。

佐藤正勝 (亜細亜大学, 青山学院大学)

### (3) 実業界・実務家

山上一夫 (1921年) (公認会計士)

藤野信雄 (1925年) (東洋レーヨン。関東学園大学, 帝京技術科学大学)

齋藤 奏 (公認会計士。作新学院大学, 大原大学院大学, 名古屋経済大学)

(1976) 『税務会計の要点と対策 (共著)』 第一法規出版。

右山昌一郎 (1930年) (税理士)

山田二郎 (1930年) (弁護士。東海大学)

居林次雄 (1931年) (弁護士。帝京大学)

中田信正 (1932年 3月) (公認会計士, 税理士。桃山学院大学, 愛知工業大学)

藤原欣一郎 (1932年) (公認会計士, 税理士。九州国際大学)

山本守之 (1935年) (税理士。駿河台大学, 千葉商科大学)

大江晋也 (1938年) (公認会計士, 税理士。名古屋経済大学)

垂井英夫 (1939年) (税理士。甲南大学大学院)

白須信弘 (1943年) (公認会計士)

坂田純一 (1945年) (税理士)

中江博行 (1948年) (税理士。関東学院大学, 松蔭大学大学院)

小池正明 (1950年) (税理士)

白土英成 (1953年) (公認会計士)

佐藤裕志 (税理士)

高橋 勤 (税理士)

山田 暁 (新日本製鐵。税理士)

藤井茂男 (税理士)

鈴木雅博 (税理士)

藤曲武美 (税理士)

右山秀一 (税理士)

渡邊敬之 (税理士)

柏崎秀幸 (証券アナリスト)

上野隆也 (税理士)

粕谷幸男 (税理士)

岩武一郎 (1964年) (税理士)

高畑公一 (税理士)

平川征雄 (税理士)

松尾和之 (税理士)

増岡修二郎 (税理士)

宮澤俊文 (税理士)

松本憲人 (税理士)

野手裕之 (税理士)

田口安克 (1962年) (公認会計士)

宮森俊樹 (1963年) (税理士)

上松公雄 (1967年) (税理士)